

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「前納」を「使用する日までに納付」に改める。

別表中「160円」を「140円」に、「210円」を「250円」に、「240円」を「280円」に、「250円」を「200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。